

平成30年3月 川棚町議会定例会会議録

(第3日目)

平成30年3月8日 木曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	山 口 誠 実
教 育 長	竹 下 修 治
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企画財政課長	大 川 豊 文
地域政策課長	野 上 英 了
税 務 課 長	川 内 和 哉
健康推進課長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住民福祉課長	荒 木 俊 行
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長	廣 田 洋 一
ダム対策室長	福 田 多 肥
水 道 課 長	太 田 啓 寛
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

議事日程

- 第 1 議案第 15 号 川棚町課室設置条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第 16 号 平成 3 0 年度川棚町一般会計予算
- 第 3 議案第 17 号 平成 3 0 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 18 号 平成 3 0 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第 19 号 平成 3 0 年度川棚町介護保険事業特別会計予算
- 第 6 議案第 20 号 平成 3 0 年度川棚町観光施設事業特別会計予算
- 第 7 議案第 21 号 平成 3 0 年度川棚町下水道事業会計予算
- 第 8 議案第 22 号 平成 3 0 年度川棚町水道事業会計予算

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 ここで、健康推進課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。健康推進課長。

健康推進課長 おはようございます。昨日、議案第12号「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」の説明におきまして、附則の施行期日の箇所、条例の第16条第2項第8号の内容、また、施行期日が10月1日になっている意味について田口議員から質問を受けておりました。

この条例の第16条第2項第8号は、政令の改正によりまして新たに盛り込まれたもので、居宅サービス計画、ケアプランになりますけれども、このケアプランに厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を計画に位置付ける場合、市町に届けなければならないとされているもので、これは新しいルールとなります。この届出を事業所及びケアマネージャーに対する周知期間として6ヶ月間の期間を設け、平成30年10月1日から施行するというものです。以上です。

議 長 それでは日程第1、議案第15号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 皆様おはようございます。議案第15号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明申し上げます。本条例の一部改正は、今後3年間で建設予定の新庁舎建設に係る業務を担当するため、新庁舎建設室を新たに設置することとし、これまで地域政策課が担当してきた地方創生に関する業務がある程度定着してきたことから、その業務を企画財政課に移管することといたしましたので、地域政策課を廃止することといたしております。

また、同課に属する商工観光係を農林水産課に移管し、農林水産課の名

称を産業振興課に改めようとするものであります。なお、商工観光係が担当していた企業誘致に関する業務につきましては、企画財政課にその業務を移管し、継続して取り組むことといたしております。

以上で提案の理由とさせていただきますが、詳細につきましては総務課長に説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは説明をさせていただきます。昨日一部改正を、一部を改正する条例をお配りいたしました。今朝ほどまた差し替えをさせていただきました。実は、本来改正しようとするところ以外のところに、いいんですかね、失礼しました。理由はそう言ったことでございます。失礼しました。

それでは説明をいたしますけれども、新旧対照表によって説明をいたしますので、新旧対照表をお開き願います。そして別紙に縦書きでございますが、縦様式でございますが、各課室の分掌する事務改正（第2条）というのをお配りしておりますけれども、これは新旧対照表が非常に見にくいということのご指摘をちょっと受けましたので、少しでもわかりやすいようにということをお配りさせていただいておりますので、参考にご覧をいただきたいというふうに思います。それでは説明をさせていただきます。

まず第1条第3号でございますが、「地域政策課」を「新庁舎建設室」に改め、第7号の「農林水産課」を「産業振興課」に改めようとするものでございます。

次に第2条第1号では、総務課が分掌する事務でありますけれども、「アからク」を「アからケ」に改めておりますけれども、これは誤りがあったために今回改めようとするものでございます。

次に第2号でございますが、企画財政課が分掌する事務に、これまで地域政策課が分掌していた事務であります「地域政策に関すること」を、「地方創生に関すること」に改めて加え、併せて「企業誘致に関すること」を加え、「企画、財政及び管財」を一括りとするため「企画財政」に改めようとするものでございます。このところで先ほどの事務改正の分を参考にいただければと思います。

次に第3号でございますけれども、新庁舎建設室が分掌する事務を定めようとするものでございます。次のページでございます。第6号でございますが、住民福祉課が分掌する事務でありますけれども、「アからキ」を「アからカ」に改めておりますけれども、これについても誤りがございましたので、今回改めようとするものでございます。

次に第7号でございますけれども、「農林水産課」を「産業振興課」に改め、分掌事務に地域政策課が所管しておりました商工観光係の分掌事務を加え、商工観光の事務を加えておりますので「農林水」を削り、「農林水産業の振興」を、「産業の振興」というふうに改めようとするものでございます。

それでは改正本文に戻っていただきまして、附則でございますけれども、この条例は平成30年4月1日から施行することといたしております。

以上で改正内容の説明を終わりますけれども、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。はい、山口議員。

1 番 山 口 別にこの中身ではございませんが、一般質問ですね、役場の職員の窓口の対応についてという、そういう一般質問が同僚議員からなされたわけでございますが、今回の課室設置条例ですね、新庁舎建設室ですか、これが新設されて、いわゆる地域政策課がなくなるわけです。その業務が企画財政と、それから産業振興課に移ると、そういうことで企画財政並びに産業振興課の窓口業務が増えるのではないかとというのが危惧されるわけですが、そういったように課によってはですね、業務がいわゆる多忙になるケースが増えてくると、そういうことを考えたときに窓口対応がですね、住民に対するサービスがですね、低下するようなことのないようですね、人員配置等は考えておられるのか、その点だけ尋ねたい。

議 長 副町長。

副 町 長 はい。今のご質問ですけども、それぞれの課においていろんな事務が増えてきておりまして、煩雑化しているのも事実でございます。

ただ、増員ということもなかなか厳しい状況でございますので、そういう中で、少数の中でいかにして対応するかということを考えながら、今回、課の

設置条例を提案をしているところでございます。そういったことで、住民にそういった迷惑がかからないよう、そういった対応をするということで、を考えております。徹底してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議 **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 私は住民の方に対するサービスっていうか、それも重要ですけども、この課が変わることによって、職員の方の心身に負担のかからないような、そういうことにも目をおかれるか、そういうことを聞きたいと思います。

議 **長** 副町長。

副 町 長 はい。人数を減らすということではございません。その業務に応じて事務分掌を変えていこうということでございますので、そういった心身に影響が出るようなことはないというふうに思っておりますし、これまでもそういうふうに配慮をして人事異動をしておりますので、そのようにご理解いただきたいというふうに思います。

議 **長** はい、毛利議員。

5 番 毛 利 1点お尋ねします。今回地域政策がなくなることによりまして、元の形に戻ったのかなと思うんですが、また新たに新庁舎建設室っていうのができることになっています。この建設室は、構成は何人程度を予定されているのかお尋ねします。

議 **長** 副町長。

副 町 長 この条例が可決をされてから内示というふうな形を取っていきます。ただ、課室設置条例の変更でございますので、当然課長はその中に設置をするということになります。あと、係については今検討中でございますので、あとで内示をしてからお知らせをさせていただければというふうに思っております。以上です。

議 **長** 町長。

町 長 ちょっと私の方から、先ほど久保田議員の質問に対して補足的に説明を申し上げますが、要は職員の数については変わりませんが、ただ、企画財政課とそれから産業振興課は事務分掌が増えますので、それぞれの課長はですね、大変事務量が増えて苦労するのではないかと思います。

すけど、それをしっかりとこなすように課長には期待をいたしております。以上でございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。はい、田口議員。

2 番 田 口 この改正文についてですが、産業振興課のところですね、のところの「農林水」を削りってというようなところがわかりづらいなど。要するに単語の中のある文字だけを削るってというのがあんまり適当ではないのではないか。すなわち、「農林水産業」を「産業」に改める」というように、カギカッコをつけでですね、「農林水産業」を「産業」に改め」の方がよいのではないかというふうに思うのですが、いかがですか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。ただいまの質問にお答えをいたしたいと思えます。この改正につきましては、田口議員がおっしゃられるようにしてする方法でも、今こうして提案している方法でも結果的には同じになるんだろうというふうに思いますが、今回させていただいたのは、やっぱり必要最小限の改正ということを念頭に置いておりましたので、このような改正にさせていただきます。ご理解願いたいと思えます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

10 番高以良 業務の内容についてお尋ねします。従来の地域政策課の中にその業務があつて、地域政策に関すること、それから企業誘致、ほかにあと3つありますが、産業振興課に移るのは3つそのまま同じ表現になっています。企画財政課に移る業務のうちに「企業誘致に関すること」もそのままの表現ですが、「地域政策に関すること」が「地方創生に関すること」というふうに表現が改められていますけども、これは仕事の内容としては全く同じものというふうに理解をしていいのかどうかお尋ねします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。ただいまの質問にお答えをさせていただきますが、地域政策課のときには地域政策に関することというふうに、ほかの名称と同じような業務で表しておりましたけれども、今回、企画財政課に移すことになりますので、そのままの名称で移管するのめどうかということで、内容についてはですね、業務の内容については「地域政策に関すること」も

「地方創生に関すること」も同じということでご理解をいただければと思います。課を移管することによっての名称を変えたということでご理解いただきたいと思います。

議 _____ 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ 長 よろしいですね。はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」の採決を行います。お諮りします。本案はこれを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、議案第15号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(10:20)

議 _____ 長 次に日程第2、議案第16号「平成30年度川棚町一般会計予算」から、日程第8、議案第22号「平成30年度川棚町水道事業会計予算」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

なお、この新年度予算につきましては、本日は説明を受けるにとどめ、本会議４日目に質疑を行うことにいたしております。また、町長からの新年度予算説明については、平成３０年度施策等に関する町長説明書の配布を受けておりますので、これから議案第１６号「平成３０年度一般会計予算」から、順次、追加説明を求めます。

なお、説明項目のうち、歳入歳出予算、事項別明細書における説明については、着席しての説明を許可いたします。まず、企画財政課長。

企画財政課長 おはようございます。説明の前に、説明資料の訂正をお願いしたく思います。

お配りしております川棚町一般会計予算説明資料、この４ページをお開き願いたいと思います。この中の９款地方交付税の表、実績・当初予算年度比較の表を掲げております。この２９年度の普通交付税実績の数値、現在は１，９６５，０２５としておりますが、これが正しくは１，９２９，４６７、１，９２９，４６７に改めていただきたいと思います。

そして、その下の２８年度の普通交付税実績でございます。現在の表は２，１１３，０１４としておりますが、正しくは１，９６５，０２５。繰り返します。１，９６５，０２５に改めていただきたいと思います。

もう１点ございます。５ページをご覧ください。５ページの１４款県支出金の県支出金の主なものの表がございます。この５ページと番号を振っているその真上の行でありますけれども、３０年度当初予算、２９年度当初予算増減という行がありますが、これが正しくは次の６ページの表の先頭に位置する行であります。これにつきましては、６ページに位置するものと見なしにご覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上、訂正してお詫び申し上げます。

それでは説明に移りたいと思います。議案第１６号「平成３０年度川棚町一般会計予算」についてご説明いたします。予算書１ページをお開き願います。

平成３０年度川棚町一般会計予算の条文でございます。まず第１条、これは歳入歳出予算の規定でありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５９億１，６００万円と定めるものであります。

同条第２項におきましては、歳入歳出予算の款項の区分及び区分ごとの金

額は、「第1表 歳入歳出予算」によるとしている規定であります。

第2条の規定につきましては、債務負担行為に関する事項、期間及び限度額等については、「第2表 債務負担行為」によるとしているものであります。

第3条の規定は、地方債に関し、その起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、「第3表 地方債」によるとしているものであります。

第4条の規定は、一時借入金に関するもので、一時借入金の最高額を5億円と定めているものであります。この最高額につきましては例年と同様でございます。

第5条の規定は、歳出予算の流用について定めているものであります。それでは次のページをお開き願います。

2ページ、先ほど申し上げました条文第1条第2項において規定しております、「第1表 歳入歳出予算」であります。この表につきましては、まず歳入について2ページから3ページにかけて、1款町税から20款町債まで、款及び項ごとの金額について掲げておるものであります。読み上げは省略とさせていただきます。4ページをご覧ください。

これは歳出についての表でございます。4ページから5ページにかけて、1款議会費から14款予備費まで目的別に款及び項ごとに金額を掲げているものでございます。これも読み上げは省略いたします。6ページをお願いいたします。

これは条文の第2条において規定しております「第2表 債務負担行為」であります。この事項は2つの事項について掲げております。

まず、1番目が川棚町中小企業振興資金を川棚町が指定する金融機関から町内中小企業者が借り受けるにあたり、長崎県信用保証協会の債務保証について、町が損失補償をすることという事項でございます。こちらにつきましては、期間及び限度額につきましては例年どおりでございます。読み上げは省略とさせていただきます。

2つ目でございます。子ども・子育て支援事業計画策定業務であります。こちらにつきましては、現在の計画が31年度までの計画期間でありますので、32年度以降につきましては30年度から2ヶ年かけて策定する業務でござ

ざいます。こちらにつきましては30年度において一括して業務委託契約を締結するという事で予定をしておりますので、見込まれる31年度の予算につきまして債務負担行為として限度額を計上しているものでございます。それでは7ページに移ります。

こちらは第3条において規定しております「第3表 地方債」であります。表において8つの事業について、それぞれ地方債を起債を起すものについて限度額の金額を掲げているものでございます。8つの事業で合計4億8,440万円の限度額でございます。こちらは歳入20款町債と対応するものであります。こちらにつきましては個々の事業名、金額、起債の方法、利率、償還の方法で、こちらは記載のとおりということで、読み上げは省略とさせていただきます。

以上で、第1表から第3表までの説明を終わります。以降はお配りした説明資料に沿って、この予算書の事項別明細書の款項の順についてご説明いたします。まず、次のページ、9ページをご覧ください。ここからが歳入歳出予算、歳入歳出予算事項別明細書がここから始まります。まずこの9ページでは総括として歳入につきまして、款ごとに前年度の比較を示しているものでございます。一番下ご覧いただきますと、29年度よりも3,600万少ない総額の予算となっております。次のページは歳出の総括表でございまして、これも款ごとに前年度の比較、そして財源内訳にして、内訳についてお示しした表でございます。

それでは以下、歳入、町税に移りますが、以降は着席のうえ、説明ということでお許しを願いたいと思います。

まず、1款町税であります。総額で12億1,628万7,000円、前年度比720万8,000円の増であります。

1項町民税におきましては、5億6,691万円、1,710万円の増となっております。

まず、1目個人町民税につきましては、給与所得の所得割が増加するものと見込んでおります。

続きまして、2目法人であります。こちらは予算書は15ページに移ります。予算額は5,630万円、前年度比130万円の減少であります。算出の方法は説明のとおりであります。均等割において法人数が若干減をして

いるという状況でございます。

2項固定資産税に移ります。5億2,477万7,000円、前年度比539万2,000円の減少であります。

1目固定資産税につきましては5億2,330万円、前年度比540万円の減少であります。固定資産税につきましては書いておりますように、土地についてはやや減少、家屋については評価替えにより減少すると見込んでおります。償却資産はやや増加するという見込みであります。

2目国有資産等所在市町村交付金、こちらはページが17ページに移ります。予算額147万7,000円、8,000円の増ということで、対象となる3団体について予算書の説明欄に掲げているとおりであります。

続きまして、3項軽自動車税であります。予算額4,585万円、前年度比50万円の減少であります。こちらは軽自動車登録台数が減少傾向しているということで、50万円の減少と見込んでおるものであります。

続きまして、4項町たばこ税であります。予算書は19ページに移ります。予算額7,040万円、前年度比400万円の減ということです。表に掲げておりますように、購入の本数が減少を示しておりますので、減少と見込んでおります。

5項入湯税であります。こちらにつきましては835万円、前年と同額と見込んでおります。

そして説明書に滞納繰越分と記載しております。滞納繰越分、各項総額で891万となるものであります。

それでは、2款地方譲与税に移ります。ページにつきましては20ページ、21ページになります。こちらは予算額4,800万円、前年度比200万円の増と見込んでおります。

続きまして、3款利子割交付金であります。こちらは予算額150万円、前年度と同額と見込んでおります。

続きまして、4款配当割交付金であります。こちらも予算額500万円、前年度と同額と見込んでおります。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金であります。予算額300万円、こちら前年度と同額と見込んで計上をしております。

次に移ります。6款地方消費税交付金であります。こちらにつきましても

2億4,000万円、前年度と同額と見込んで計上しております。

続いて、7款自動車取得税交付金に移ります。こちらは予算額600万円、現在の実績から見まして前年度よりも200万の増ということで、600万円計上をしております。

次に移ります。8款地方特例交付金であります。こちらにつきましては実績等勘案しまして150万増の予算額、500万円ということで計上をしております。

次に9款地方交付税であります。19億1,000万円、前年度比4,000万円の減ということで見込んで計上をしております。説明に書いておりますように、普通交付税については減額ということが示されております。そして、交付税措置の対象となっております地方債の償還、これも完了するものが出ておりますので、28年度の実績をさらに下回ると見込んで、普通交付税については18億6,000万円ということで計上をしているのであります。特別交付税につきましては前年度と同額であります。

続きまして、10款交通安全対策特別交付金であります。こちらにつきましては予算額220万円、前年度と同額で計上をしております。

続きまして、11款分担金及び負担金でございます。予算額4,159万9,000円、前年度比934万5,000円の増額と見込んでおります。これは主なものとして保育園保育料、養護老人ホームの入所徴収金についてそれぞれの額を表としてお示ししております。これ以降につきましては、特定財源についてお示ししておりますので、枠内の見方でご覧いただければと思います。それでは次のページをお願いいたします。これはさっきの分担金、負担金の続きでございます。42ページに移ります。

12款使用料及び手数料であります。予算額1億3,479万8,000円、前年度比104万8,000円の増ということで計上をしております。使用料及び手数料の主なものは表の中でお示しをしております。

次に13款に移ります。予算書は50ページになります。13款国庫支出金であります。予算額8億2,868万2,000円、前年度比4,877万9,000円の減ということで計上をしております。この国庫支出金も主なもの、金額の多いものを抜粋して表において掲げております。

それでは、14款に移ります。ページが56ページになります。14款県

支出金であります。予算額5億7,670万円、前年度比639万8,000円の減ということで計上をしております。この県支出金も主なものにつきましては、表において掲げております。

それでは、15款財産収入に移ります。ページは72ページに移ります。予算額673万円、前年度比67万7,000円の減ということで計上しております。これにつきましては各土地貸付収入及び基金利子について、見込まれる額を計上しております。土地売払額などにつきましては、名目予算として計上をしております。

それでは、16款寄附金に移ります。76ページであります。寄附金予算額1,000万3,000円。前年度と同額と見込んで計上をしております。

17款に移ります。78ページであります。17款繰入金、2億4,400万6,000円、前年度比2,599万9,000円の減であります。特別会計繰入金については1,000円端数が違うのみで、ほぼ同等ということでご覧いただければと思います。

そして、基金繰入金につきましては歳入歳出の予算、財源不足を補うものとして、繰入金として下水道事業基金、減債基金、財政調整基金から繰入をするということでしております。金額は下水道基金繰入金8,000万円、減債基金繰入金6,000万円、財政調整基金繰入金6,000万円でございます。中山間ふるさと農村活性化基金、これは100万円、前年度と同額であります。

そして、ここで新たに2項5目として役場庁舎建設基金繰入金を30年度から設けております。説明欄に書いてありますとおり、新庁舎建設費に充てる基金繰入金であります。こちらを新たに設け、歳出と同額の3,900万円を計上しております。

それでは、18款に移ります。80ページ、次のページであります。繰越金については予算額7,000万円ということで、前年度と同一規模、同額として計上をしているものでございます。

19款、82ページに移ります。諸収入であります。予算額8,209万5,000円、前年度比104万8,000円の減であります。こちら書いてありますように、貸付金元利収入におきましては中小企業振興資金原資返

還金を計上しております。そのほかは、見込まれるものを計上しております、説明欄のとおりであります。

それでは、20款に移ります。ページは90ページになります。20款町債でございます。予算額4億8,440万円、前年度よりも、前年度比6,380万円の増であります。説明にも示しておりますが、主なものとして説明と予算書の説明欄をご覧ください。そして、消防債につきましては、今回、目新しいものとしましてはJアラートの新型受信機導入、これが歳出の方で出てまいります、その分について起債措置が適用されますので、今回250万円を設けております。予算書におきましては91ページの一番下、緊急防災・減災事業債250万、これに対応いたします。この20款町債につきましては説明書の中で、前年度の対比を表において示しております。

それでは、歳出に移ります。歳出、1款議会費であります。失礼、ページは94ページになります。予算額8,974万2,000円、前年度比61万6,000円の減であります。内容につきましては説明欄のとおり、例年とほぼ計上内容は変わりはありません。

次に2款に移ります。次のページをお開きください。2款総務費であります。予算額6億2,869万7,000円、前年度比4,732万8,000円の増であります。

まず、1項総務管理費の1目ですが、ここにおいては説明欄で書いておりますように、29年度は細目として新庁舎建設事業費を設けておりましたが、それを廃止しまして、このあとに出てきますが新たに19目として設けて所要額を計上しております。

2目秘書広報費につきましては、資料の説明のとおりであります。

そして、3目財政管理費ですが、こちらにつきましては説明書に書いてありますように、30年度からふるさと納税に係る事業費を分けて、細目、ふるさと納税管理費を設けてわかりやすくしておるものであります。それでは、次のページをお願いいたします。

4目会計管理費、こちらは説明書のとおりでございます。

5目につきましても説明書に記載のとおりであります。

6目企画費につきましても説明書のとおりでございます。そして、次の

ページをお願いいたします。100ページであります。

7目情報通信基盤整備事業費、これは光ブロードバンド基盤整備事業費。これも説明のとおりでございます。

次に8目電算管理費であります。こちらは説明書に書いておりますように、今回30年度におきましては新元号に対応、31年5月ということで予定されておりますが、その対応、今年度末ぐらいまでに終わる必要があるということで対応経費を計上しており、そして総合行政システムの機器更新に係るリース料といったものを計上しております。

9目に移ります。9目地域づくり事業費であります。こちらにつきましては、地方創生関係の事務に要する経費、そして地域おこし協力隊員の人件費等、そして結婚新生活支援事業費等において計上しております。説明書に書いておりますように、30年度から地域おこし協力隊員の活動期間終了後の町内における起業と定住化を支援する地域おこし協力隊起業支援制度を創設しまして、必要な経費をこの中に計上をしておるものでございます。

それでは、10目交通安全対策費、これにつきましては説明書のとおりであります。

11目諸費に移ります。こちらにつきましても説明書の内容のとおり計上をしております。

そして、12目から16目におきまして、各種基金費でありますけれども、各基金の利子収入と同額積立金として計上をしているものであります。

それでは、17目に移ります。地方創生費であります。こちらにも婚活支援事業費を計上ということで、説明書のとおりであります。

次に18目移住・定住促進事業費、これも説明書のとおりであります。

そして、19目であります。1目で説明しましたように新たな目を、新庁舎建設費という目を設けまして、新庁舎建設に要する経費を計上をしております。金額は3,900万円でございます。

それでは、次に2項徴税费に移ります。徴税费、2項につきましては説明書記載のとおり、職員人件費のほか、町税の賦課徴収等に関する経費を計上しておるものでございます。

それでは、3項に移ります。106ページをお開きください。3項戸籍住民基本台帳費であります。こちらにも説明書記載のとおりであります。

次に4項選挙費であります。選挙費におきましてはページが次の108ページになりますが、平成30年度につきましては長崎県議会議員一般選挙、これが31年度4月上旬という予定でありまして、今年度3月に告示、公示後の準備的な事務があるということで、その分を計上をしております。

そして6目、9月に川棚町長選挙が予定されておりますので、その分の経費を計上をしております。

それでは、5項に移ります。5項につきましては、各種統計調査費に要する経費を計上をしております。今回、説明欄に掲げておりますような調査項目において、事務を進めてまいります。

次に6項監査委員費に移ります。監査委員費についても説明書に記載のとおりであります。

それでは、3款民生費に移ります。民生費、総額が20億9,819万6,000円、前年度比1億407万9,000円の減であります。

まず、1項社会福祉費であります。こちらにつきましては説明書10ページになりますが、30年度におきましては地域支え合い事業費におきまして、高齢者見守り活動パートナーシップ協定を結んだ協力事業所に配布するPR用マグネットシート・シールの作成に要する経費を、今回計上をしております。そして、参考までに主な特別会計への繰出金等の状況を表でお示しをしているところであります。

2目障害者福祉費につきましては、説明書記載のとおりであります。そして予算書ページが114ページに移ります。

3目老人福祉費につきましても、説明書記載のとおりであります。

5目国民年金事務費につきましても、説明書のとおりであります。

それでは、2項児童福祉費に移ります。予算書は116ページであります。1目児童福祉総務費、こちらも説明書記載のとおりであります。

そして2目児童措置費につきましても、説明書記載のとおりであります。

そして、予算書118ページの3項災害救助費は、これは名目的に計上をしているものであります。

それでは、4款衛生費に移ります。予算書は120ページであります。衛生費予算額、4億5,231万8,000円、前年度比330万8,000円の増であります。

まず、1項保健衛生費の1目保健衛生総務費であります。これは説明書11ページに記載をしておりますように、30年度はフッ化物洗口事業について、30年度から対象を中学生までに拡大をいたしまして、口腔の健康づくり事業を推進するという計画をして計上しております。

次に2目予防費でございます。こちらにつきましては、説明書に書いておりますように、高齢者の肺炎球菌予防接種につきましては、30年度からその補助額を現行3,000円から4,000円へ増額いたしまして接種の拡大を図るものとしております。

それでは、4目健康増進費、予算書は122ページになります。4目健康増進費につきましては、説明書記載のとおりであります。

次に5目環境衛生費につきましても説明書記載のとおりであります。

それでは、2項清掃費に移りますが、清掃費につきましても説明書記載のとおりであります。

それでは、3項公害対策費、予算書は124ページになります。3項公害対策費につきましても説明書記載のとおりであります。

それでは、5款労働費に移ります。予算書は126ページになります。5款労働費、予算額112万5,000円、前年度比2,000円の増額。これは、内容につきましては説明書記載のとおりであります。

それでは、6款に移ります。次のページをお開きください。128ページであります。6款農林水産業費、予算額3億8,070万5,000円、前年度比4,885万1,000円の増でございます。

1項農業費につきましては、1項農業費、1目につきましては説明書記載のとおりであります。

2目につきましても説明書のとおりであります。

そして、説明書12ページに移りますが、3目につきましても説明書のとおりであります。

予算書は130ページになりますが、4目畜産業費及び5目農地費につきましても説明書記載のとおりであります。

それでは、2項林業費に移ります。予算書は132ページになります。2項林業費につきましても説明書記載のとおりであります。

3項水産業費につきましても、説明書記載のとおりであります。

それでは、7款商工費に移ります。ページは136ページになります。商工費予算額1億6,150万7,000円、前年度比8,412万4,000円の減でございます。こちらは説明書に記載しておりますように、企業誘致の取り組みとして開始しました、長崎県産業振興財団への職員派遣についても継続して実施をするということで計上しております。また、30年度から空き店舗の活用を促進するための補助制度を創設したほか、観光パンフレット等の増刷を行うと二重に書いておりますが、行うを片方削除していただければと思います。もう一度繰り返しますが、空き店舗の活用を促進するための補助制度の創設、そして観光パンフレット等の増刷、これが30年度の新たなものでございます。

それでは、3目観光費に移ります。観光費につきましては説明書記載のとおりであります。

それでは、8款土木費に移ります。予算書のページは140ページであります。土木費、予算額9億4,064万6,000円、前年度比6,319万3,000円の増であります。まず、1項土木費の1目につきましては説明書のとおりでございます。

2項道路橋梁費、こちらにつきましては、道路維持費の主なものは列記をして説明書に掲げております。そして、安全施設整備費につきましては説明書記載のとおりでございます。

そして3目道路新設改良費、予算書は142ページになりますが、こちらにつきましては、新設改良費の主なもの、社会資本整備総合交付金事業費のものにつきまして箇条書きでお示しをしているものでございます。

それでは、4目橋梁維持費でございます。これも説明書に書いておりますが、川棚町橋梁定期点検業務、そして倉本橋の補修調査設計業務、これに係る経費をこの中で計上をしております。

3項河川海岸費に移ります。1目河川管理費につきましては、説明書のとおりであります。

2目ダム対策費におきましても説明書記載のとおりであります。

そして予算書の144ページになりますが、4目海岸保全費は名目計上であります。

そして5目用悪水路費は説明書14ページに記載しておりますが、今回、

中組地区排水路（幹線）整備工事に要する経費、2ヶ年に渡ってやっておりますが、これを計上しております。

次に4項港湾費であります。1目については記載のとおり、2目につきましては県営事業に係る地元負担金を計上しております。これも箇条書きで内容を説明書に記載をしておるとおりであります。

それでは、5項都市計画費であります。5項都市計画費は説明書記載のとおりであります。

そして6項住宅費に移ります。予算書は146ページになります。こちらも説明書記載のとおり、町営住宅新町団地の屋根外壁長寿命化改修工事が30年度も計画に則って行ってまいります。

それでは、9款消防費に移ります。148ページであります。9款消防費、予算額2億3,047万4,000円、前年度比1,702万円7,000円の増であります。30年度におきましては、8月に開催される第34回長崎県消防ポンプ操法大会、これに第1分団が出場いたしますので、そのための経費、そして第7分団小串支隊の消防ポンプ車の更新に要する経費を計上をしております。

それでは、10款に移ります。ページが152ページになります。10款教育費であります。予算額3億3,536万1,000円、前年度比943万7,000円の増であります。

1項教育総務費、1目につきましては記載のとおり、説明書のとおりであります。

2目事務局費におきましては、説明書の後段の方で書いておりますが、小学校の英語教育について、平成32年度から正式教科となるものであります。本町においては30年度から先行して取り組むこととしまして、そのためにALT配置を1名増員することとして必要な経費を計上しているものでございます。

それでは、2項小学校費に移ります。小学校費については説明書に書いておりますように、この中で30年度は学習指導要領の改訂に対応した教師用道徳教科書等の購入、そして学校の遊具につきまして、専門業者による遊具の定期点検に要する経費を計上をしております。そして学校施設の整備関係として各学校における主な工事というものを、箇条書きで説明書にお示しを

しているとおりであります。

2目教育振興費は説明書のとおりであります。

それでは、3項中学校費に移ります。予算書は154ページになります。

1目学校管理費につきましては、説明書記載のとおりでございまして、主な工事はこれも箇条書きで示しております。

そして2目教育振興費であります。こちらにも説明書にあるとおりイングリッシュキャンプ事業、これを継続して取り組むということで計上をしております。

4項幼稚園費につきましては、説明書のとおりであります。

5項社会教育費に移ります。まず、1目については説明記載のとおりであります。

2目公民館費におきましては、地区公民館建設費、これは東小串公民館空調改修に係る補助金を計上しているものであります。

そして3目公会堂費、こちらにおきましては、30年度は公会堂ステージの吊り物設備の改修を計画をしております。それに要する経費を計上しております。

それでは、6項保健体育費に移ります。1目につきましては、説明書記載のとおりです。2目教育キャンプ場費についても同様でございます。

そして3目体育館管理費であります。この中で30年度は老朽化したトイレ、これを洋式トイレに改修するための経費を計上をしております。

4目照明施設管理費、そして5目柔剣道場管理費は説明書のとおりであります。

7目学校給食共同調理場費であります。この中で30年度は老朽化した給水・給湯管取替、そしてこれも老朽化している食器用超音波洗浄機の更新に要する経費をこの中で計上をしております。

それでは、11款に移ります。ページは164ページになります。11款災害復旧費、予算額202万1,000円、前年度比289万8,000円の減であります。災害復旧費につきましては、説明書の記載のとおりであります。

それでは、12款に移ります。予算書は166ページになります。12款公債費、予算額5億7,510万8,000円、前年度比1,740万9,

000円の減でございます。公債費につきましては、説明書記載のとおりでございます。

それでは、13款に移ります。予算書は168ページであります。13款諸支出金、予算額10万円、前年度比1,602万円の減少。30年度は名目計上でございます。

それでは、14款予備費に移ります。次のページをお願いいたします。予備費につきましては、例年と同様の金額2,000万円を計上しているものでございます。

これ以降、給与費明細書について172ページから177ページまで記載をしております。そして地方債現在高等に関する調書、これを178ページに記載をしております。そしてまた、債務負担行為に係る調書につきましては、179ページにおいて掲げております。なお、180ページにおきましては地方消費税交付金（社会保障財源化分）、この充当額を一覧としておつけをしております。これらの表につきましては、説明は省略とさせていただきます。

それでは、以上が平成30年度一般会計予算の概要でございます。ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 はい、副町長。

副 町 長 今、お配りした30年度川棚町一般会計予算の説明資料なんですけども、ここの一番後ろ、20ページを見てもらえばと思いますが、この中で事業名があって、主管課っていうのがあります。地域政策課とかいう表示になっておりますけども、今日は課室設置条例の可決をいただきましたので、それぞれ企画財政課、産業振興課に分かれますので、そのように見ていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ここでしばらく休憩いたします。

(11:08)

(…休 憩…)

(11:20)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に国民健康保険事業特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長 説明の前に、本日お配りした説明資料の訂正をお願いいたします。説明書の1ページ、下の方になります3款国庫支出金の前年度比2億5,477万5,000円となっております。254,775となっておりますが、524,775の間違いです。訂正をお願いいたします。524,775となります。それから、その下になりますけれども、皆増となっておりますけれども、ここを前年度比1億5,989万9,000円の減少、前年度比159,899,000の減少ということで改めていただきたいと思っております。それから、資料の3ページになります。中ほどの第7款繰越金の1目の説明のところですが、「1目その他繰越金は、名目計上していません。なお、前年度1目療養給付費交付金繰」と記載されておりますが、この「なお」から「交付金繰」までを削除していただきたいと思っております。訂正してお詫び申し上げます。

それでは、議案第17号「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」について説明いたします。予算書は181ページからになります。

平成30年度の予算につきましては、厚生労働省から示されました予算編成方針等に基づいて算出、予算計上をしております。第1条の規定は、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ19億1,888万4,000円と定めるものであります。

同条第2項におきましては、歳入歳出予算の款項の区別及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとしております。

第2条の規定は一時借入金について、最高額を5,000万円と定めるものです。これは例年同額としております。

第3条の規定は、歳出予算の流用について定めているものでございます。

事項別明細書により説明をする前に、本日お配りした資料の8ページをお開きください。これは平成30年度からの広域化に伴いまして、歳入歳出における区分が大きく変わっております。その変更箇所を一覧表にまとめたものであります。左側に29年度、右側に30年度を記載をしております。まず歳入のところですが、歳入の旧5款から旧7款、療養給付費交付金から7款の共同事業交付金まで、これが広域化に伴い廃款となっております。したがって、旧8款の財産収入から11款諸収入までを30年度においては5款から8款と繰上げをしております。

それから歳出につきましては、新しく3款、30年度の3款で新しく国民健康保険事業費納付金、それから4款財政安定化基金拠出金というのを新しく設けております。それから旧3款の後期高齢者支援金等から7款の介護納付金までが広域化に伴い廃款となっております。旧8款の保険事業費から旧12款の予備費までを、30年度において5款から9款までで繰上げて表記をしております。

それでは、事項別明細書において説明をいたします。185ページになります。すみません、これより着座して説明させていただきます。

歳入ですが、対前年度と比較して歳入合計で3億7,800万円ほど減少しております。要因としましては、県広域化に伴う交付金の廃止が主なものであります。保険税と県支出金で全体の94.2%を占めております。次のページをお願いいたします。

歳出になります。2款の保険給付費の予算額が14億4,600万ほどで、全体の75.3%を占めております。

3款国民健康保険事業納付金は県の広域化に伴う納付金で、30年度においては約3億4,800万円が示されております。全体の18.1%となっております。

予算書の248ページには給与費明細書を記載しておりますが、説明については省略をさせていただきます。

それでは、歳入から説明いたします。188ページをお開きください。なお、本日お配りした説明書に沿って説明をさせていただきます。予算書188から193ページになります。

1款国民健康保険税、3億4,576万4,000円、前年度比1,032万8,000円の減少。

1項1目一般被保険者国民健康保険税、3億4,163万1,000円、前年度比78万2,000円の増加。一般被保険者の現年度分、過年度分、滞納繰越分に係る保険税を計上しております。

2目退職被保険者等国民健康保険税413万3,000円、前年度比1,111万円の減少となっております。退職被保険者の現年度分、過年度分、滞納繰越分に係る保険税を計上しております。

予算書の194ページ、195ページになります。2款使用料及び手数料

18万1,000円、前年度同額としております。

1項1目の総務手数料、2目督促手数料は実績額から見込み計上をしております。

予算書の196ページ、197ページになります。ここでは広域化に伴う変更がございます。3款の国庫支出金1,000円、前年度比5億2,477万5,000円の減少となっております。

1項国庫補助金1,000円、前年度比で1億5,989万9,000円の減少となっております。

1目の災害臨時特例補助金は、東日本大震災に伴う原発事故に関して、避難指示区域等の被保険者に対する保険料及び一部負担金の免除措置に対する財政支援であり、名目計上をしております。現在、本町においては対象者はありません。

説明資料の2ページ目になります。一部県国保特会において処理をされるため、1項国庫補助金、「財政調整交付金」、「国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金」は廃目となり、国庫負担金は廃項となります。

予算書の198、199ページであります。ここでも広域化に伴う変更がございます。4款県支出金14億6,263万6,000円、前年度比13億3,614万6,000円の増加。

1項県補助金、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金は歳出2款の保険給付費において出産費、葬祭費を除く被保険者医療費給付等支出見込額と同額を計上しております。

2節特別交付金は、国民健康保険者努力支援交付金、国の特別調整交付金、これは県の方に繰入をされる分です。それから県の特別調整交付金、特定健康診査等負担金を県の試算等に基づき計上をしております。

2項財政安定化基金交付金、1目財政安定化基金交付金は災害等のやむを得ない事情により、収入不足が生じて県から指定された国民健康保険事業納付金が支出できないときに交付を受ける基金であり、名目計上をしております。

それから広域化に伴う変更としまして、一部県の国保特会において処理をされるため、1項県補助金、財政調整交付金、国保都道府県化準備等補助金は廃目となり、県負担金は廃項となります。

予算書の200ページ、201ページになります。5款財産収入1,000円、前年度同額。

1項1目利子及び配当金は利子、基金利子について積み立てるものですが、名目計上としております。

202ページ、203ページになります。予算書202ページ、203ページになります。6款繰入金1億938万1,000円、前年度比9,178万5,000円の減少。

1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は一般会計歳出3款民生費、1項1目社会福祉総務費の国民健康保険基盤安定費及び国民健康保険事業に対応をしております。内容としましては、国民健康保険基盤安定費に対応するものが7,900万円、それから国民健康保険事業費に対応するものが3,038万1,000円となっております。減少の主な要因としましては、その他繰入金として計上をしておりました一般会計からの財政支援分を計上していないためであります。

予算書の204、205ページになります。ここでも広域化に伴う変更がございます。繰越金1,000円、前年度比1,000円の減少。

1項2目その他繰越金は名目計上をしております。国保の特会において処理をされるため、1項繰越金、「療養給付費交付金繰越金」は廃目をしております。

予算書の206から209ページになります。8款諸収入91万9,000円、前年度比16万3,000円の増加となっております。

1項1目一般被保険者延滞金は近年からの実績から増額し、2目から5目過料については前年度同額を計上しております。

2項預金利子については記載のとおりでございます。

3項雑入36万5,000円、前年度比3万7,000円の減少。

1目滞納処分費から5目退職被保険者等返納金は前年度同額を計上し、6目雑入は近年の実績から減額をし、7目療養給付費等負担金から9目特定健康診査等負担金は29年度の清算における追加交付分を名目計上しております。

予算書の210から215ページにおきましては、これは広域化に伴う変更で、初めにご説明いたしました旧5款療養給付費交付金、旧6款前期高齢

者交付金、旧7款共同事業交付金は広域化に伴い廃款としております。

続きまして歳出です。予算書の216から219ページまで、1款総務費936万5,000円、前年度比713万3,000円の減少。

1項総務費、1目一般管理費は納税通知書や被保険者証等の印刷や、システム改修委託料等を計上しております。減少の主な要因としましては制度改正や、国保広域化に伴うシステム改修の委託料が大幅に減少したものであります。2目連合会負担金は記載のとおりでございます。

2項徴税費79万7,000円、前年度比25万7,000円の増加としております。1目、2目をそれぞれ記載のとおりとしております。

それから3項運営協議会費22万6,000円、前年度同額。運営協議会の、国民健康保険運営協議会に係る経費を計上しております。

4項医療費適正化特別対策事業費につきましては、1目医療費適正化特別対策事業費、そして医療費の通知またはジェネリック医療品使用勧奨通知とこれらの通信運搬費などの医療費の適正化を推進するための経費を計上しております。

予算書の220から223ページになります。2款の保険給付費14億4,571万6,000円、前年度比4,555万8,000円の減少となっております。この医療費につきましては、過去の実績や保険者数の動向を踏まえ算定をしております。

1項療養諸費12億3,388万3,000円、前年度比3,886万7,000円の減少としております。細目については説明を省略させていただきます。記載のとおりでございます。

2項高額療養費2億575万円、前年度比585万円の減少となっております。目については説明を省略させていただきます。

3項移送費20万、前年と同額としております。

4項出産育児諸費546万3,000円、前年度比84万1,000円の減少。1目の出産育児一時金は13件分を見込計上しております。2目支払手数料は出産一時金に係る手数料を計上しております。

5項葬祭費60万円、前年度同額。葬祭費は30件分を計上しております。

予算書の224ページから225ページになります。広域化に伴う変更が

ございます。3款国民健康保険事業費納付金3億4,795万1,000円、皆増。県への納付金について、県から示された納付額を計上しております。1項が医療給付費分、それから2項が後期高齢者支援分、3項が介護納付金分となります。

予算書の226ページ、227ページにおいても、広域化に伴う変更がございます。4款財政安定化基金拠出金1,000円、皆増。

1項1目財政安定化基金拠出金は県の財政安定化基金に対する拠出金を名目計上しております。

予算書の228ページ、229ページになります。5款保健事業費2,529万4,000円、前年度比203万9,000円の増加となっております。

1項1目疾病予防費は脳ドックや各種がん検診の疾病予防や糖尿病性腎症重症化予防事業に係る栄養士、管理栄養士等の人件費を計上しております。

2目あんま、はり、きゅう施術費は、あんま、はり、きゅうの施術に対する補助金を計上しております。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費は、特定健康診査に係る保健指導に伴う在宅保健師の人件費、通信運搬費、それから特定健康診査、特定健診の委託料、特定健診情報提供委託料のほか、新規事業としまして特定健診受診率向上の事業を経費として計上しております。

予算書の230ページ、231ページになります。6款の基金積立金1,000円、前年度同額としております。

予算書の232ページ、233ページ。公債費1,000円、前年度同額としております。

予算書234ページ、235ページ。広域化に伴う変更がございます。8款諸支出金110万8,000円、前年度比20万3,000円の増加。

1項償還金及び還付加算金、1目、2目は昨年度もありました。それから昨年度同様保険税の還付が生じた場合の還付金を計上しております。それから3目から6目までが新規に新設をしております。各種交付金等で前年度精算返還分を名目計上しております。その他の償還金として7目償還金を名目計上しております。

2項延滞金、3項繰出金につきましては昨年、前年度同様としておりま

す。

それから予算書の236、237ページにおきましては、9款予備費8,944万7,000円、前年度比8,697万1,000円の増加としております。

予備費は歳入と歳出の見合いにより計上をしておりますが、多額となった要因は、県への納付金が低く抑えられたことによるもので、税率につきましても29年度の税率で歳入の国民健康保険税の算定をしております。そういった関係で予備費が多くなっておりまして、税率改定が可決された場合のここが補填財源となるものと考えております。

それから、238ページから247ページは初めにご説明をしました広域化に伴う変更で、旧3款後期高齢者支援金等、旧4款前期高齢者納付金等、旧5款老人保健拠出金、旧6款共同事業拠出金は広域化に伴い廃款としております。昨年度との比較ができるよう、ここには記載をしております。

それから9ページは資料、すみません、資料の9ページは国保特会の30年度の総括表、それから10ページには一般会計における国保関係の歳入、歳出を表した資料となっております。後ほどご参照ください。

以上で説明を終わりますが、以上で「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」について説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 次に、後期高齢者医療特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長 それでは、議案第18号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明いたします。予算書は249ページからとなります。

第1条の規定は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,260万3,000円と定めるものです。

同条第2項におきましては、歳入歳出予算の款項の区別及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとしております。なお、平成30年度後期高齢者医療特別会計につきましても、長崎県後期高齢者医療広域連合の試算、資料をもとに予算の編成をしております。

それでは、事項別明細書で説明しますので、253ページをお開きくださ

い。すみません、起立して説明しませんでした。申し訳ありません。ここから座って説明させていただきます。引き続き座って説明させていただきます。

歳入予算ですけれども、1款の後期高齢者医療保険料が予算額に対して68.5%を占めております。また、繰入金は予算総額の31.2%を占めており、この2つの款で予算全体をほぼ占めることとなります。対前年度と比較して歳入合計で約1,800万円増加をしております。次のページをお開きください。

歳出になりますが、2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、納付をいただいた保険料に一般会計から繰入れた町負担分並びに保険基盤安定負担金を合わせた1億8,235万円、約1億8,235万円で、歳出合計の99.8%を占めております。

それでは、歳入から説明いたします。256ページ、257ページをお開きください。本日お配りした資料に沿って説明をいたします。

1款後期高齢者医療保険料1億2,504万1,000円、前年度比1,422万2,000円の増加。1項1目特別徴収保険料並びに2目普通徴収保険料は、広域連合試算による保険料を計上しております。

予算書の258ページ、259ページになります。2款使用料及び手数料1万1,000円、前年度同額。証明手数料並びに、1目の証明手数料並びに2目の督促手数料は、前年度同額を計上しております。

予算の260ページ、261ページになります。3款国庫支出金、35万7,000円、前年度比皆増。

1項1目後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、制度改正に伴うシステム改修費の国庫補助額を計上をしております。補助率は10分の10となっております。

予算書の262ページ、263ページになります。4款繰入金5,691万1,000円、前年度比338万3,000円の増加となっております。

1項1目事務費繰入金、2目保険基盤安定繰入金は、連合会試算により計上しております。

予算書の264ページ、265ページになります。5款繰越金1,000

円、前年度同額。

1項1目繰越金は前年度同額を計上しております。

予算書の266ページ、267ページになります。諸収入28万2,000千円、前年度比5万4,000円の増加。

1項1目延滞金は、前年度同額を名目計上しております。

2項償還金及び還付加算金は、1目保険料還付金は、過年度分保険料還付金を計上しております。2目還付加算金は、前年度同額を名目計上しております。

3項雑入、1目滞納処分費は前年度同額を名目計上しております。2目雑入は後期高齢者医療制度保険料収納対策補助金を計上しております。

続きまして、歳出について説明いたします。予算書の268、269ページになります。

1款総務費517万4,000円、前年度比107万3,000円の増加となっております。

1項1目一般管理費は後期高齢者医療に係る事務費、健診費用等を計上しております。集団検診費用単価の増、それからシステム改修費が増加の主な要因となっております。

2項徴収費、1目徴収費は、後期高齢者保険料徴収にかかる口座振替手数料、年金からの特別徴収に係る徴収経路基幹業務システム分担金を計上しております。

予算書の270、271ページになります。2款後期高齢者医療広域連合納付金1億7,717万3,000円、前年度比1,691万7,000円の増加となっております。

1項1目後期高齢者広域連合納付金は、広域連合試算により計上をしております。後期高齢者医療保険料が1億2,504万1,000円、事務費負担金が935万2,000円、保険基盤安定負担金が4,278万円となっております。

予算書の272ページ、273ページになります。3款諸支出金25万2,000円、2万7,000円の増加となっております。

1項1目保険料還付金は、広域連合試算による賦課見込額に0.2%を乗じた額を計上しております。

2項繰出金、1目他会計繰出金は、前年度一般会計繰入金の精算に伴う科目で名目計上をしております。

予算書の274、275ページになります。4款予備費4,000円、1,000円の減少。

1項1目予備費は歳入歳出の見合いにより計上をしております。

資料の一番最後のページになります。4ページになりますけれども、一般会計と後期高齢者医療特別会計間の予算の流れを表した図となります。後ほどご参照ください。

以上で「平成30年度後期高齢者医療特別会計予算」について説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** ここでしばらく休憩いたします。

(11:55)

(…休憩…)

(13:00)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 次に介護保険事業特別会計についての追加説明を求めます。
健康推進課長。

健康推進課長 それでは、介護保険の説明をする前に、資料の訂正をお願いいたします。国民健康保険事業特別会計予算の説明書についてです。3ページになります。3ページの7款繰越金のところですが、1項1目としておりますけれども、これは予算書では2目となっております。目の廃止により、本来は1目にしなければならぬところを2目となっておりますので、資料の方を2目と、1目を2目に変更していただきたいと思っております。

それから、資料の4ページになります。中ほどの4項の医療費適正化特別対策事業費についてですが、ここは予算書では5項となっております。説明においては4項と説明をしております。この4項を5項に訂正をお願いしたいと思っております。ここにつきましては、以前4項を1項の方に統合したときの、統合した折に項をですね、詰めておりませんので、5項とそのままとなっております。説明につきましても4項と説明をしておりますので、訂正してお詫び申し上げます。

それでは、「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計予算」について説明をいたします。予算書は277ページからとなります。

第1条の規定は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13億2,665万7,000円と定めるものです。

同条第2項におきましては、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとしております。

続きまして、事項別明細書で説明いたしますので281ページをお開きください。

歳入ですが、対前年度と比較して歳入合計2,939万5,000円増加をしております。構成としましては、保険料や保険給付費、地域支援事業費に係る国・県・支払基金、町の負担金が主なものとなっております。

次のページの歳出でございますが、2款保険給付費が12億2,500万円、4款地域支援事業費が7,799万1,000円となっており、この2つで歳出の98.2%を占める割合となっております。

それでは、すみません、予算書の328ページには給与費明細書を、そして329ページには債務負担行為に関する調書を記載しておりますが、説明については省略させていただきます。ここからは着座にて説明させていただきます。

それでは、歳入からご説明いたします。286ページをお開きください。284ページです。すみません。本日お配りした資料に沿って説明をさせていただきますと思います。284、285ページになります。

1款保険料2億7,540万1,000円、前年度比9,300万円の増加となっております。すみません、930万円の増加となっております。29年度の保険料率で算出をしております。

1項1目第1号被保険者保険料は、高齢者人口の伸び等を勘案し、保険料収入を計上しております。

予算書の286ページ、287ページになります。2款使用料及び手数料3万円、前年度同額。1項1目督促手数料として、前年度同額を計上しております。

予算書の288、291ページまでになります。3款国庫支出金3億1,887万円、前年度比929万4,000円の増加となっております。

1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金は、給付費に対してそれぞれ定められた割合で計上をしております。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金は、標準給付費の 6 % で計上しております。

2 目地域支援事業交付金は、地域支援事業の各種事業に対する交付金であり、それぞれ定められた割合で計上をしております。

3 目介護保険事業費補助金は、制度改正に伴うシステム改修費補助金を計上しております。

予算書の 292、293 ページになります。4 款支払基金交付金 3 億 4,201 万 2,000 円、前年度比 383 万 2,000 円の減少となっております。

1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金は、第 2 号被保険者保険料に係る交付率 27 % を計上しております。

2 目地域支援事業支援交付金は、介護予防事業・日常生活支援総合事業費に係る交付率 27 % で計上をしております。

予算書の 294、295 ページになります。5 款県支出金 1 億 8,659 万円、前年度比 366 万円の増加となっております。1 項県負担金、1 目介護給付費負担金は保険給付費に対するもので、それぞれ定められた割合で計上をしております。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金は、地域支援事業、各種事業に対する交付金で、それぞれ定められた割合で計上をしております。

2 目介護保険低所得者対策事業費補助金は、対象事業費の 4 分の 3 を計上しております。

予算書の 296、297 ページになります。6 款財産収入 2 万 2,000 円、前年度比 1 万 8,000 円の減少。1 項 1 目利子及び配当金を計上しております。

予算書の 298、299 ページになります。7 款寄附金 1,000 円、前年度同額。1 項 1 目寄附金は、前年度同額を名目計上しております。

予算書の 300 から 303 ページまでになります。8 款繰入金 1 億 9,857 万 9,000 円、前年度比 1,135 万 1,000 円の増加となっております。

1 項 1 目介護給付費繰入金は標準給付費の 12.5%を計上しております。

2 目地域支援事業繰入金は地域支援事業に対する繰入金で、それぞれ定められた割合で計上をしております。

3 目低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険料の低所得者軽減制度に対する公費負担分を計上しております。

4 目その他一般会計繰入金は、介護保険事務費等に要する経費をそれぞれ計上しております。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費基金繰入金は、本年度予算における保険料収入額の積算を改定案前の基準額で算出していることによる財源不足を補うため計上をしております。

予算書の 304、305 ページになります。9 款繰越金 3,000 円、前年度同額を計上しております。

予算書の 306 ページ、307 ページになります。10 款諸収入 514 万 9,000 円、前年度比 36 万円の減少となっております。

1 項 1 目は延滞金、加算金及び過料、2 目雑入は第三者納付金、返納金、雑入をそれぞれ名目計上しております。

2 項介護サービス収入、1 目介護予防サービス費収入は、要支援者に係るサービス計画費収入を計上しております。

歳出に移ります。予算書の 308、309 ページになります。

1 款総務費 2,211 万円、前年度比 8 万 9,000 円の減少となっております。

1 項 1 目総務管理費は介護保険業務に係る事務費であり、一般管理費と電算システム費を計上しております。

2 目徴収費は、第 1 号被保険者の保険料の賦課徴収に係る経費を計上しております。

3 目認定事業費は介護認定審査会、認定調査員に要する経費を計上しております。

予算書の 310 ページから 315 ページになります。2 款保険給付費 12 億 2,500 万円、前年度比 3,900 万円の増加となっております。

1 項保険給付費。介護保険給付費の総額は国、県等の負担金、交付金算出

の標準給付費にあたるものです。歳出予算の92.3%を占めております。近年の給付費の伸び率及び介護報酬改定等を勘案し、計上をしております。

資料の4ページになりますけれども、ここでは1目から6目、1目介護サービス等諸費から6目特定入所者介護サービス等費までございますが、ここにおける説明は省略させていただきます。

予算書の316ページ、317ページになります。3款財政安定化基金抛出金1,000円、前年度同額を計上しております。

予算書の318ページから321ページになります。4款地域支援事業等費7,799万1,000円、前年度比928万8,000円の減少となっております。1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費に係る経費を計上をしております。減少の主な要因としましては、通所型サービスA、これはみなしの介護サービスになりますけれども、介護予防サービスになりますけれども、その他のサービスに移行したことや、事業の組み替えを行ったことなどによるものであります。

2目包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの運営に係る事業費並びに任意事業として、高齢者及び高齢者家族に対する各種支援事業に係る経費を計上しております。今年度は社会保障充実分として新たに4つの新規事業に取り組むよう準備を進めているところでございます。

2項の保健福祉事業費、1目保健福祉事業費は、社会福祉協議会に委託しております配食サービス事業に係る委託料が主なものとなっております。

3項指定介護予防支援事業費、1目指定介護予防支援事業費は、指定介護予防支援事業所として活動経費を計上をしており、主な財源は歳入10款の諸収入、2項1目介護予防サービス費収入であります。介護予防支援専門員の嘱託職員人件費、介護予防ケアプランの事業所への委託料、社会福祉協議会派遣職員への人件費相当分を計上しております。

予算書の322、323ページになります。5款積立金2万3,000円、前年度比1万8,000円の減少。

1項1目介護給付費基金積立金は、基金から生じた利子を全額積み立てることとして計上をしております。

予算書の324、325ページになります。6款諸支出金6万6,000円、前年度同額としております。

1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金、2 目償還金、3 目第 1 号被保険者還付加算金のいずれの目も前年度と同額を計上しております。

2 項操出金、1 目一般会計繰出金は、前年度と同額を名目計上しております。

予算書の 3 2 6、3 2 7 ページになります。8 款予備費 1 4 6 万 6, 0 0 0 円、前年度比 2 1 万円の減少となっております。

1 項 1 目予備費は、歳入と歳出の見合いにより計上をしております。

次に最後の、資料の最後のページに、A 3 の介護保険事業特別会計予算総括表をつけております。この総括表は上段の方に歳入を、下段の方には歳出を記載しております。それぞれの歳出がどのような歳入によって賄われているかというのを示しております。また右側、上段の右側の方にありますけれども、国、県、町、町等の負担割合を示している表となっておりますので、後ほどご参照ください。

以上で「平成 3 0 年度川棚町介護保険事業特別会計予算」について説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 次に、観光施設事業特別会計についての追加説明を求めます。地域政策課長。

地域政策課長 議案第 2 0 号「平成 3 0 年度川棚町観光施設事業特別会計予算」についてご説明いたします。予算書の 3 3 1 ページをお開きください。

条文についてでございますが、第 1 条第 1 項で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8, 4 0 0 万円と定め、第 2 項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によるとしております。それでは事項別明細書よりご説明いたしますので、3 3 5 ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書であります。歳入では対前年度と比較して、歳入合計で 6, 8 0 0 万円減少しており、歳入予算全体の 8 2. 1 % を 1 款繰入金に占めております。次のページをお開きください。

歳出では、歳出予算全体の 7 7. 7 % を 1 款観光施設事業費が、2 1. 2 % を 2 款公債費が占めております。この 2 つで歳出予算の 9 8. 9 % を占めていることとなります。

それでは歳入から説明しますので、次のページをお開きください。なお、本日お配りしました資料に沿ってご説明いたします。これからは着座して説明させていただきます。

1 款繰入金 6, 9 0 0 万円、前年度比 6, 1 0 0 万円の減少。

1 項 1 目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を歳入歳出の見合いにより計上しております。次のページをお開きください。

2 款諸収入 1, 5 0 0 万円、前年度比 7 0 0 万円の減少。

1 項貸付金収入につきましては廃目で、前年度比 1, 0 0 0 万円の減少。この廃目につきましては、国民宿舎及び大崎温泉の指定管理者である川棚町観光協会の運営資金の健全化を図るため、歳出において貸付金を計上し、歳入においてその戻入金を 1 項貸付金収入に計上しておりましたが、観光協会との事前協議におきまして、平成 2 9 年度に引き続き貸付金が不要とのことでありましたので、歳入の第 1 項貸付金収入を廃目にしたものであります。

続きまして 2 項雑入、1 目雑入につきましては、観光事業収入としてこれまでの実績を踏まえて 3 0 0 万円を増額し、1, 5 0 0 万円を見込み計上しております。

続きまして歳出を説明いたします。次のページをお開きください。

1 款観光施設事業費 6, 5 2 3 万円、前年度比 1, 2 8 4 万 8, 0 0 0 円の減少であります。

1 項 1 目管理費につきましては、大崎公園、国民宿舎、大崎温泉の管理運営に係る一般的な経費として、3, 5 7 8 万 4, 0 0 0 円を計上しております。主なものとしましては、大崎公園については委託料において大崎自然公園指定管理料、備品購入費においてバッテリーカーの購入を。大崎公園につきましては、備品購入費において脱衣室のコインロッカーの購入に要する経費を計上しているところであります。

2 目改良費につきましては、大崎公園、国民宿舎、大崎温泉の改修整備に要する経費として 2, 9 4 4 万 6, 0 0 0 円を計上しております。工事請負費につきましては、次のページの表の方に掲載しておりますので、後ほどお目通しお願いいたします。資料の方の次のページです。失礼しました。

続きまして、次のページ 3 4 4 ページ、3 4 5 ページになります。2 款公債費 1, 7 8 0 万 1, 0 0 0 円、前年度比 5, 5 2 5 万 2, 0 0 0 円の減少

でございます。

1項1目元金につきましては、大崎温泉における元金の償還分として1,739万円を計上しております。

2目利子につきましては、大崎温泉における借入に対する利子分として41万円を計上しております。

3目公債諸費は、役務費を名目計上しております。公債費の減少の要因といたしましては、平成9年度に借り入れました国民宿舎くじゃく荘建設に係る起債が平成29年度で完済したことによるものでございます。次のページをお開きください。

3款予備費でございます。96万9,000円、前年度比10万の増加となっております。

1項1目予備費につきましては、96万9,000円を見込み計上しております。次のページ、348ページになります。このページにつきましては、起債の現在高の見込みに関する調書となっております。説明の方は省略いたします。

以上で「平成30年度川棚町観光施設事業特別会計予算」について説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 次に、下水道事業会計についての追加説明を求めます。水道課長。

水道課長 それでは、議案第21号「平成30年度川棚町下水道事業会計予算」についてご説明をいたします。予算書につきましては別冊の薄いものでございます。

下水道事業会計につきましては、平成30年度から地方公営企業の財務のみを適用し、企業会計へ移行することとなりました。よって平成30年度の当初予算から地方公営企業会計形式の予算書となっております。下水道事業会計の予算書とほぼ同様な作りとなっております。それでは予算書の1ページをお開きください。1ページ、1枚目です。

第1条でございます。第1条には下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるとしております。

第2条は、業務の予定量を規定をしております。排水戸数、年間総排水

量、1日平均排水量、主な建設改良事業などを定めております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の規定でありまして、収入総額を5億2,155万6,000円、支出の総額を5億2,466万2,000円と予定しておるところでございます。企業会計の場合には収支が一致しなくてもよいということとされておりますので、平成30年度予算では支出の方が310万6,000円大きくなっておるところでございます。次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を規定をしております。収入総額を2億7,408万3,000円、支出総額を4億3,463万4,000円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億6,055万1,000円は当年度分損益勘定留保資金、1億5,378万6,000円及び当年度消費税資本的収支調整額676万5,000円で補填する予定としておるところでございます。

4条の2につきましては、特例的収入及び特例的支出を規定しておりまして、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該年度に属する債権及び債務として整理する未収金、未払金の金額は、それぞれ1,764万4,000円及び3,964万9,000円としております。企業会計のスタート時となる平成30年4月1日の時点で未収金、未払金を記載しておるところでございます。移行前年度となる29年度が打ち切り決算となり、出納整理期間が存在をしません。よって4月以降に見込まれる収入や支出について、移行初年度の特例としてこの4条の2で予算措置するものでございます。

第5条です。企業債に関する規定でありまして、起債の借入限度額を3,800万円と定めております。次のページです。

第6条、一時借入金に関する規定でございます。借入の最高額は2億円と規定をしております。

第7条、各項間の流用に関する規定でございます。営業費用と営業外費用の間で流用ができるということとしております。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができないことの規定でございます。職員給与費は3,345万5,000円と定めております。

第9条は、他会計からの補助金に関する規定でありまして、一般会計から

補助を受ける金額は3,087万4,000円ということと定めております。

続きまして、予算に関する説明書の方で説明をしていきます。失礼しました。予算書につきましては実施計画書、ページで言えば3ページからとなります。3ページに予算の実施計画明細書というものを付けておりますので、そちらで説明をしたいと思っております。これから着座にて説明をさせていただきます。予算の実施計画明細書であります。目までの、節までの予算額を示しておりますけれども、目までの説明とさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出についての収入からでございます。1款下水道事業収益、本年度予定額5億2,155万6,000円。前年度との比較については横棒を記載をしております。企業会計の初年度でありまして表示をすることができませんので、ご了承をお願いいたします。

1款1項1目下水道使用料でございます。1億3,901万7,000円。これは下水道使用料を見ております。

次の2目でございます。他会計負担金800万8,000円。これは雨水処理等の負担金を考えております。

3目その他営業収益39万3,000円。これは手数料等を考えて見込んでおります。

2項営業外収益でございます。3億7,413万8,000円。

1目受取利息及び配当金でございます。これは預金利息の名目計上でございます。

2目の他会計補助金。これについては3,087万4,000円、他会計から、すなわち一般会計からの補助金を予定をしております。汚水減価償却費に見合う分の補助金並びに企業債の利息支払いの不足分を充てることとしております。この他会計補助金につきましては基準外の繰入ということとしております。

3目他会計負担金1億8,020万2,000円。これについては分流式下水道の減価償却に見合う分、それと利子、各種資金の利子、それと児童手当を見込んで計上をしております。

4目長期前受金戻入1億5,761万4,000円。これは3種類ございますが、長期前受金として戻入をするものを計上をしております。

ます。

5目消費税及び地方消費税還付金544万3,000円。これは消費税の還付金を見込んで計上をしておるところでございます。

6目雑収益、延滞金、加算金、過料を名目として4,000円計上をしております。次に4ページでございます。

支出でございます。下水道事業費用5億2,466万2,000円。1款1項1目の管渠費。これについては1,570万4,000円ということで、管渠等の維持管理に必要な経費を計上をしておるところでございます。

次に2目ポンプ場費291万8,000円。これは下組ポンプ場の維持管理に係る経費を計上をしておるところでございます。

3目処理場費9,037万8,000円。これは川棚浄化センターの維持管理に要する経費を計上をしておるところでございます。近年、浄化センターの機器類が故障が多発をしておりますので、金額的には増加となっております。次に5ページをお願いいたします。

5ページは4目総係費でございます。1,889万7,000円ということで、職員2名の人件費と係の総括的な経費を計上しております。

次に5目減価償却費でございます。これは新たな費目でございます。3億1,816万5,000円ということで各種施設、建物、施設等の減価償却費を計上をしておるところでございます。

6目資産減耗費18万2,000円。これは工事等により資産が減耗をすると、除却をするということで、その減価分を計上をしておるものでございます。これについても新しい費目となっております。

7目その他営業費用1,000円。これは雑支出として名目計上をしております。

6ページでございます。2項営業外費用、1目支払利息7,449万3,000円。これは下水道事業債並びに一時借入金の利息分を計上をしております。

3項特別損失、1目その他特別損失292万4,000円。これは基本的に初年度だけあるわけですが、下水道の使用分、これが3月使用分でございます。それとか賞与引当金、法定福利費引当金、この引当金を保有することが初年度でできませんので、特別損失として計上をしております。

4項予備費100万円としておるところでございます。次の7ページの方をお願いいたします。

ここから資本的収入及び支出でございます。いわゆる4条予算でございます。

収入、1款資本的収入2億7,400万3,000円。企業債の1目建設改良事業債3,800万。これは下水道事業債ということで今年度も企業債を借り入れる予定としております。

2項補助金、1目国庫補助金4,650万円。これは国庫補助金を予定をしておりまして、工事請負費として3,800万、補償・補填として150万、ストックマネジメント交付金として700万を予定しておるところでございます。

3項負担金、1目他会計負担金。これについては雨水処理による負担金並びに児童手当に要する経費ということで計上をしております。

2目受益者負担金及び分担金でございます。327万1,000円。これは受益者負担金の収入を見込んでおるところでございます。

4項出資金、1目他会計出資金1億8,232万6,000円。これは他会計出資金で、一般会計よりの出資金ということで繰入を考えておるところでございます。こちらについてもほとんどが基準内の繰入金でございますが、下2つの建設改良費の不足分、企業債元金不足分、この2点につきましては基準外の受け入れと、繰入ということとなっております。次に8ページでございます。

支出でございます。1款資本的支出4億3,463万4,000円。

1項建設改良費、1目下水道建設改良費1億6,657万円。こちらは職員の3名分の人件費と新たに管渠を整備していく工事費が主でございます。そのほか取替工事、老朽化したものの取替工事も含んで工事費に計上をしておるところでございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金2億6,706万4,000円。これは下水道事業企業債の償還金でございます。

3項予備費、1目予備費100万円。これは予備費としております。

9ページ、10ページには給与費の明細を記載しております。こちらについても前年度については横棒の表示ということで記載をさせていただいてお

ります。次に11ページ、12ページには予定の損益計算書を記載、添付をしております。13ページ、14ページには予定の貸借対照表、これは31年の3月31日現在を見越したものでございます。それと15ページ、16ページでございます。予定開始貸借対照表。これは30年4月1日を表したもので、企業会計のスタートの時点を表したものでございます。17ページ、18ページにはキャッシュフローを添付をしております。あと19ページには、予算に関する注記ということで記載をしておるところでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 次に、水道事業会計についての追加説明を求めます。引き続き水道課長。

水道課長 議案第22号「平成30年度川棚町水道事業会計予算」について説明をいたします。予算書は1枚開いていただいて1ページということになります。

第1条には、水道事業会計の予算は、次に定めるところによるとしております。

第2条、業務の予定量を規定をしております。給水戸数、年間給水量、主な建設改良事業などを定めております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の規定でありまして、収入総額を3億5,313万8,000円、支出の総額を3億5,320万円と予定をしておるところでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を規定をしております。収入総額を570万円、支出総額を1億2,924万円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,354万円は、過年度分損益勘定留保資金6,989万2,000円、当年度分消費税資本的収支調整額591万円、当年度損益勘定留保資金4,773万8,000円で補填する予定としております。予算書は2ページの方をお願いいたします。

第5条は、一時借入金に関する規定でございまして、借入の最高額は3,000万円と規定をしております。

第6条は、流用の議決事項に関する規定ございまして、職員給与は5,7

04万円及び交際費については5万円と定めておるところでございます。

第7条でございます。たな卸資産購入限度額に関する規定でありまして、購入限度額を1,000万円と定めているところでございます。

それでは、主な内容につきましては実施計画明細書でご説明をいたします。予算実施計画明細書は6ページ、7ページとなります。これより着座にて説明をさせていただきます。

6ページは収益的収入及び支出でございます。まず収入の方からまいります。

第1款水道事業収益3億5,313万8,000円、対前年度比1,125万円の増加となっております。主な増加の要因は水道料金の増加が見込めることによるものでございます。

1項1目給水収益は、使用水量は一般生活用及び官公署においては、わずかな減少を見込み、事業所及び工場においては前年度より増加を見込み、全体として8.4%の増加と見込んでおります。水道料金は使用水量の増加により、昨年度より1,200万円増額の3億2,000万円を見込み計上をしております。

2目受託工事収益は、失礼しました。受託工事収益及び3目の加入金につきましては、前年度の実績を見込み計上をしております。

4目その他の営業収益は、手数料は前年度の実績を見込み、工事負担金については下水道工事等に伴う水道管移設工事の負担金を見込み計上をいたしております。

2項営業外収益についてでございます。1目受取利息は前年度の実績見込みをもとに計上をしております。

2目雑収益。これは山道可動せき管理費、野菜ハウス組合負担金など、前年度実績を見込み計上をしております。福祉組合配水池管理費につきましては、監視装置の増設が予定されておることから増額を計上をしております。

3目他会計負担金は、職員の児童手当について一般会計より繰入れを見込み計上をしております。

4目消費税及び地方消費税還付金は、仮受消費税額に対して仮払消費税の支払額が少なくなる見込みであることから、消費税の還付金は発生しない見込みであります。

5目長期前受金戻入は、財源別に工事負担金、受贈財産評価額、国庫補助金と3節ありますが、3つの節がありますが、繰延収益に計上しているものから、減価償却した額については営業外収益の長期前受金戻入として順次、収益化をしていくこととなっていることから見込み計上をしておるところでございます。

予算書の7ページでございます。支出となります。

1款水道事業費用3億5,320万円、対前年度比478万9,000円の増加となっております。

1項1目原水費は、原水を取水するために必要な経費を計上をしております。

2目浄水費でございます。原水を浄化するために必要な経費を計上をしております。次に8ページをお願いいたします。

3目配水及び給水費でございます。配水業務や給水業務に必要な経費の計上をしております。この中では新たなものとして配水池槽内清掃業務を計上しております。

4目の受託工事費でございます。給水契約者等からの依頼で、直営で行う工事に必要な経費を見込み計上をしております。予算書は9ページをお願いいたします。

5目総係費は水道事業の全般の計上経費などの経費を見込み計上をしております。主なものについては職員8人の人件費、検針業務委託料、会計システムの保守料、事務所等の賃借料。次に、予算書は10ページをお願いいたします。同じく総係費の続きでございますが、貸倒引当金繰入額など水道事業全般の経費を見込み計上をしております。

6目減価償却費でございます。建物等の有形固定資産の減価償却費の経費を見込み計上しております。

7目資産減耗費でございます。配水管布設替に係る除却費、たな卸資産の減耗費を見込み計上をしております。

2項営業外費用でございます。1目支払利息及び企業債取扱諸費は、平成27年度の借り換え分を含めまして、17件の企業債の利息について見込み計上をしております。

2目消費税は、仮受消費税と仮払消費税の関係から、本年度は納付消費税

を見込み計上をしております。

3目雑支出。これは前年度同額を見込み計上をしております。

予算書は11ページになります。資本的収入及び支出でございます。まず収入からですが、1款資本的収入570万円、対前年度比20万円の減少となっております。

1項1目建設改良事業債につきましては、今年度は借入予定がないために計上はございません。

2項1目工事負担金は下水道工事等に伴う水道管移設工事に係る他会計からの負担金について見込み計上をしております。

支出についてでございます。1款資本的支出1億2,924万円、対前年度比1,739万7,000円の増加となっております。

1項1目固定資産購入費は、新築等に設置する量水器の購入経費として見込み計上をしております。

2目施設改良費は、上組西部線管渠工の本設工事、中組地区送水管布設替工事及び下水道工事に伴う水道管移設工事等の経費として見込んでおります。

2項1目企業債償還金は15件の企業債がございまして、その元金償還を見込み計上をしております。

16ページ、17ページの方をお願いをしたいと思います。予定損益計算書でございます。1の営業収益、3の営業外収益から2の営業費用、4の営業外費用を差し引いた経常利益はマイナス、一番下に書いてありますけれども、マイナスの817万8,000円となる見込みでございます。なお、前年度繰越利益剰余金を加えて当年度末未処分利益剰余金は1,326万7,000円。これは17ページの一番下行に書いておるものでございます。を見込んでおるところでございます。単年度収支については損失が発生する見込みとなっておりますけれども、累積では剰余金を確保できる見込みとなっております。

そのほか4ページ、5ページには実施計画書。12ページ、13ページにはキャッシュフロー計算書。14ページ、15ページには給与費明細書。18ページ、19ページには予定貸借対照表。20ページから23ページには、前年度の予定損益計算書と予定貸借対照表。最後の24ページには予算

に関する注記を記載をしておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご起立をお願いいたします。お疲れ様でした。

(1 3 : 5 6)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川棚町議会議長

初 手 安 幸

会議録署名議員

三 岳 昇

会議録署名議員

久 保 田 和 恵